下記の物件について、次のとおり条件付一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和

下北山村公告第 ２０ 号

２２年政令第１６号）第１６７条の６及び下北山村契約規則（平成９年６月規則第３号）第２条の規定に基づき公告します。

　令和 ６ 年 ９ 月１８日

下北山村長　 南　　正　文

第１　競争入札に付する事項

（１）物件番号　　備第６－１号

（２）物 件 名　　下北山村役場庁舎備品購入

（３）納入場所　　吉野郡下北山村大字寺垣内地内

（４）概　　要　　下北山村役場庁舎移転に伴う備品の購入

（５）納入期限　　令和 ６ 年１２月２５日

（６）担 当 課　　下北山村役場 総務課

第２　参加資格に関する事項

　　次の各号のすべてに該当する者とする。

（１）奈良県内に、本店若しくは営業所等を有すること。

　（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者。

　（３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更正手続開始の申立て中または更

　　　　正手続中でないこと。

　（４）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による更正手続開始の申立て中または更

　　　　正手続中でないこと。

　（５）入札説明書等の交付日及びその後、入札執行日までの間において、下北山村建設工事等請

　　　　負契約に係る指名停止措置要綱による指名停止措置を受けていないこと。

　（６）過去１５年以内に、類似内容の納入実績を有し、調達物品及び数量を確実に納入すること

　　　　ができること。また、納入実績報告書を提出して下さい。（様式は任意）

（７）法人の場合は登記事項証明書、個人の場合は市区町村が発行する身分証明書を提出して下さ

　　　　い。

　（８）入札、契約の締結並びに請求に使用する印鑑の届出書を提出して下さい。（様式は任意）

　　※　下北山村競争入札参加資格者名簿（物品・役務等）に登録されている者は、上記（７）及び

　　　（８）の書類は免除とする。

第３　入札手続等

　１　入札説明書及び仕様書の交付期間、交付場所

　（１）交付期間　令和６年９月１８日（水曜日）から令和６年９月２７日（金曜日）までの、午

　　　　　　　　　前９時から午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます）

　（２）場　　所　〒６３９－３８０４

　　　　　　　　　奈良県吉野郡下北山村大字寺垣内９８３

　　　　　　　　　下北山村役場　総務課

　　　　　　　　　電話　07468-6-0001　　FAX　07468-6-0377

　（３）費　　用　無償

　（４）交付を受ける際に、第２（６）（７）（８）に係る書面を提出すること。

　２　入札及び開札の執行

1. 入札及び開札

　　ア　入札方法　入札は郵便入札とする。送付先は、「１の（２）に同じ」

イ　郵送方法　書留郵便とし、表封筒には、物件番号、物件名及び送付人の氏名、住所を記載

　　　　　　　し、「入札書在中」と朱書きし、令和６年１０月７日（月曜日）午後５時まで

　に到着すること。入札書は、内封筒に入れ封印等の処理をすること。

ウ　開札日時　令和６年１０月８日（火曜日）午前９時００分

　　エ　開札場所　下北山村役場　防災会議室

３　入札に係る金額の記入方法

　　　入札は総計金額で行います。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金

　　額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数がある時

時はその端数の金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は消費税及び

地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から

消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

４　入札保証金及び契約保証金

　　　入札保証金及び契約保証金は免除する。

第４　その他

　１　入札の無効

（１）競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札及び入札に関する条件に違反し

た入札は無効又は失格とします。

　（２）競争入札参加資格確認資料等に虚偽の記載をした者の入札は無効とします。

　（３）下北山村契約規則第７条に規定する各号に該当する入札は無効とします。

２　その他

　　詳細は、入札説明書によります。

３　問い合わせ先等

　　　「第３の１の（２）に同じ」